

令和2年3月27日（金曜日）

第3回南三陸町議会臨時会会議録

令和2年第3回南三陸町議会臨時会会議録第1号

令和2年3月27日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

会 計 管 理 者	三 浦 清 隆 君
総 務 課 長	高 橋 一 清 君
企 画 課 長	及 川 明 君
保 健 福 祉 課 長	菅 原 義 明 君
環 境 対 策 課 長	佐 藤 孝 志 君
農 林 水 産 課 長	千 葉 啓 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁 港 担 当)	田 中 剛 君
上 下 水 道 事 業 所 長	佐 藤 正 文 君
総 務 課 課 長 補 佐 兼 総 務 法 令 係 長	岩 淵 武 久 君

教育委員会部局

教 育 長	齊 藤 明 君
教 育 総 務 課 長	阿 部 俊 光 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	三 浦 浩
主 幹 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	小 野 寛 和

議事日程 第1号

令和2年3月27日（金曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第46号 工事請負変更契約の締結について
- 第 6 議案第47号 工事請負変更契約の締結について
- 第 7 議案第48号 工事請負変更契約の締結について
- 第 8 議案第49号 工事請負変更契約の締結について

第 9 議案第 50 号 訴えの提起について

第 10 議案第 51 号 令和元年度南三陸町一般会計補正予算（第 6 号）

第 11 発議第 1 号 町営住宅使用料等調査特別委員会廃止にかかる決議について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 11 まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまです。

今年度最後の臨時議会ということになりましたので、皆様方の活発なご発言を期待をいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、1番須藤清孝君、2番倉橋誠司君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三浦清人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び議員提出議案、並びに説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（三浦清人君） 日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、令和2年第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

ご案内のとおり、本日の臨時会は工事請負変更契約の締結、並びに訴えの提起、一般会計補正予算についてお諮りしたいため、招集させていただいたものであります。

第2回定例会以降における主な行政活動につきましては、お配りをしております町長日程のとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

午前10時02分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 行政報告のその1の部分に関してお聞きしたいと思います。

建設関係の入札、私はなかなかその内容には知識が薄いもので、できればこの機会を通じでちょっと細かい部分を教えていただきたいと思います。中在地区の浄水場工事が制限付き一般競争入札で行われました。入札結果は2社が参加しており、1社が8億500万円、もう1社が6億8,000万円です。税抜きなんです、落札しました。予定価格は税抜きで8億9,825万円でした。こういった内容に当たり、最低価格というのはこの入札報告には記載していないようなのですが、これには入札に当たり最低価格は記載しなくてもいいというようなこういった工事の入札なのか。

あとは今回の2社の入札に関して、1億2,500万円の差がありました。これは入札価格として上限と下限の落札の差、この辺は妥当なものなのか。

あと今回前にも指名停止を受けたフソウさんが町から入札停止となり、そして今回フソウの名前がありました。町からの工事、フソウさんはこれで何件目の受注となるのか。共同体なので名前が入っていましたので、その辺をお聞きします。あと前回入札停止となったわけをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（三浦清人君） 答弁は。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 入札の最低制限価格の設定の関係ですけれども、指名競争入札の場合には、その最低制限価格というものを設定せずに行うことがありますけれども、一般競争

入札ですので、こちらは。これは最低制限価格というものは設定してございます。ただこの報告資料の中にその欄を設けていないというだけでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 最低価格は設けてあるんだけど、公表しなくてもいいと、ここにね。この場では公表はできるの。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 最低制限価格自体は公表することによって、その後の入札行為のヒントと言いますか、情報になって後々の適正な入札に影響が及ぶということがありますので、公表の対象とされていないということでもあります。したがって聞かれてもお答えすることはできないということでもあります。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 今回入札結果において、1億以上の開きがあるという点について、まず今回構成される企業体のそれぞれの事情等もありますので、そういったところでより開きが出たのかなというところが1つ。

それからその受注した業者の1社のフソウについて、南三陸町での受注歴につきまして、ちょっと私が見える分については5件受注している状況にあります。そういったところで見ますと、地域にも精通しているというところがこの開きにもなっているのかなというところは、私の想像のところになりますが、そういったところです。

○議長（三浦清人君） その停止になった理由というのは。どなたが答弁。大丈夫なの。

暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（三浦清人君） それでは再開をいたします。

総務課長、答弁。

○総務課長（高橋一清君） 株式会社フソウの指名停止に関する事項でございますが、指名停止の期間は令和元年6月25日から令和元年9月24日までとなっております。指名停止の理由につきましては、南三陸町入札参加指名停止要領の別紙第16号に該当するものでございまして、業務に関し不正または不誠実な行為をし、工事などの契約の相手方として不相当であると認められた場合と定められた事項でございます。その指名停止の要項上の指名停止は、町の中では1カ月から9カ月の間で定めるということになってございます。以上です。

○議長（三浦清人君） 総務課長、その指名停止の理由。理由を聞きたいんだ。

○総務課長（高橋一清君） 具体的にですね。

事実概要ですが、福岡県のほうで発注したし尿処理施設建設工事の入札に関し、当該事業者の課長が株式会社九電工社員からの働きかけに応じ、株式会社九電工の入札額を上回る金額での入札、その見返りに1,000万円の利益供与を受けたということでございます。これが入札を妨害したとして平成31年4月3日に談合の容疑で逮捕されたということでございます。

○議長（三浦清人君） 4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） ありがとうございます。済みません、時間がかかるような質問をしました。私、この件に関しては以前にもフソウが落札したときに、そして県の指名停止を6カ月受けたときに、質問しています。副町長がそのときに入札審査委員会の委員長だったので、そのときの答弁の中に県は6カ月でも南三陸町は3カ月、その半分だという説明を私、今でも記憶していますので、その辺がなかなか町のほうでも入札に関する会社に関して全ての会社を把握しているわけではないので、それがなかなか答弁返ってこなかった理由はわかりません。

ただ私が今懸念しているのは、県内でも登米市、多賀城で贈収賄の問題があって、県内ならず全国的にこういった問題が今発生しているときに、こうした前に前例を持った会社が共同体を組んで地元で仕事をするに私は心配しています。何か起こった後ではやっぱり町がいっぱいその辺を報道とかいろいろな人たちから南三陸町はと言われることを私は恐れています。イメージがどんどん悪くなるので、そういった意味合いで今回はこの質問をさせていただきました。指名停止が終わって、ある程度その期間を終えれば入札は可能だということで、今水道所長のほうから話を受けましたが、地元の仕事を5件ぐらいやって、地域に精通しているというような考え方だけで、果たしてこの入札にこういった問題を起こした会社が入ることが正しいのかということを私は考えます。ただ、今の被災地の現状では、この入札に参加する業者がないというような厳しい現実があると思いますので、こういった業者が参入する場合は、入札担当課、そして水道事業所も含めて厳しい相手方との打ち合わせ、その辺私は必要だと思います。何もなかったらいいんですけども、何かあったときにはやっぱり南三陸町でという形の札がつかますので、そういったことは私はあってはいけないと思って今回この質問をしました。同様の問題が今後発生した場合、その責任、南三陸町で受注して、その責任というのは誰の責任になるのか、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（三浦清人君） 再開します。

では千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町のほうも大変だと思いますので、今回はこういった問題を提起させていただきましたが、とりあえず今後まだまだ震災復興は10年では完遂できず、2年3年と伸びていくと思うので、まだまだこういったいろいろな業者が入ったときにその精査を町のほうでしっかりしていただきたいと思います。入札担当は総務課なので、総務課の多忙を極めている中でその辺確実に行われるかということも私は懸念していますので、その辺問題が発生しないような行政運営をお願いしたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 今般入札に当たっては、制限付き一般競争入札ということで、技術がしっかりした業者に入札する資格があるということで、それをクリアした業者しか応札しておりません。そういった意味では技術がしっかりした者が現場を担うというところでもありますので、そういった点においてはこれまでの受注歴からも言ってしっかりした実績があるという評価はしております。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。1点お伺いいたします。最低価格を設定したんですが、公表できないということなんですけれども、ではその最低価格、この最低額と設定した最低価格とは何%で落札したのか、その辺金額が公表できないのであれば何%だったのかお伺いします。

それから私もこの件については以前質問して、県が6カ月の指名停止をしたと。その中で町が3カ月ということを私も質問しました。やはり県の指導というのは規則条例も準則しています。そうしたならばやはり県と同じ期間をとるべき、6カ月であれば南三陸町も6カ月をとるのが建前でないかなと思われま。そこでその3カ月とったという根拠ですね、その辺をお聞かせください。

それからやはり世論というものは前者も申しあげたとおり31年の4月3日1,000万の賄賂をいただいて事件が発覚した業者だということは避けなければならない業者ではないかな、一般常識から考えて。避けなければならない業者ではないかなと思われま。その辺ご答弁お

願いたします。

○議長（三浦清人君） 7番、最低価格を設定した額と落札した額の%ということになってくると、おのずとその最低価格が出てくるので、これはなかなか難しいかなと思います。公表しないということで、今間違はなくそれは大丈夫かという話を聞いたんですが、もしぜひ必要であれば開示請求をしていただければ開示しますというような話なので、その額についてはね。最低価格の額についてはそういうことで調べてもらいたいと思います。副町長。

○副町長（最知明広君） 契約業者審査委員会の委員長としてお答えをしたいと思います。この件に関しましては、県が12カ月という指名停止の期間を措置したんですが、県の指名停止要綱によりますと、最長36カ月となっておりますので、12カ月ということは3分の1と、そういう措置をとりました。南三陸町の指名停止の要領によりますと、最長で9カ月ですからその3分の1である3カ月が相当とそういう議論になりましたので、3カ月という停止の措置をさせていただきました。そういうことです。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） その月については県が36カ月、3分の1、町も3分の1だということはおわかりです。ただそういう前例がある会社をなぜ入れなければならないか。そこに問題があるかと思うんですよね。どうしてもそこに水道所長が話しました……。

○議長（三浦清人君） 7番、これは制限付き一般競争入札と、指名競争入札ではないので、どなたが入ってくるかわからないんです。それに、俺、何か答弁しているようだな、まずいな。その辺をわからないと質問してはうまくないのさ。技術力とかそういうことでやっているという話なので、暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

書面に提出、これ終わったね。

ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。これで行政報告を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

日程第5 議案第46号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第46号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第46号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度西戸橋橋梁災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは議案第46号の細部説明を申し上げます。

議案関係参考資料の4ページをお開き願いたいと思います。

仮契約書を添付してございます。

今回、契約額を5,752万600円を増額し、3億3,311万320円とするものでございます。

3ページをお開き願いたいと思います。

西戸橋の復旧工事でございますけれども、西戸地区に行くためには、これまで震災前ですけれども、大金山橋、それから西戸橋の2橋がございました。しかしながらそれぞれ幅員が4メートル以下と狭小でありまして、車の相互通行ができないということがありましたので、今回2つの橋を1カ所に統合し、幅員6メートルの橋をかけるということで、工事を進めてございました。

今回変更となります部分は、仮締切に使う矢板工の打ち込みの工法の変更でございます。当然設計段階でボーリング等を実施いたしまして、地下の土質を調査してございます。右に載せていますのが断面図でございまして、それぞれ土質ごとに色分けをしております。一番下が粘板岩、いわゆる支持地盤と言われる岩が緑で表示をしております。その上に粘土まじり砂礫層というものがオレンジ色で表示、それからその上にシルト質と砂が黄色、それからいわゆる表土と言われる部分がピンクでそれぞれ表示をさせていただきます。

それでこの状況の中で矢板を打ち込むわけでございますけれども、一番固いのが当然粘板岩でございますが、その上にある粘土まじり砂礫層、事前のボーリング調査で標準貫入試験を実施してございます。N値が20から30ということで、通常であればバイブロハンマーだけで単独で矢板の打ち込みは可能ということになるんですが、粘板岩との境目部分にある程度固い層がみられるということで、ウォータージェット併用工法を採用してございます。矢板の先端にざくばらんと言えば洗車機の少し水圧が高いやつをつけながら、地盤を緩めて、場合によっては小さい石であれば、カッターといいますか水圧で切ることもできるということで、打ち込みは可能ということで当初設計をしてございました。工事の施工に当たって、試験施工を業者のほうでしたところ、残念ながら粘板岩では到達することができないと、どうしても最後の3メートル部分は貫入が不能ということになりまして、改めて他の方法を考えさせていただきました。今回採用する方法はウォータージェットにかえてドリルをつけて強制的に穴をあけて土を緩ませて、そこに矢板を打ち込むという工法に変更しようとしてございます。その結果5,700万円余りの工事費の増ということになったものでございます。いずれ他の工法もございますが、一番経済的な工法が今回ご提案してございます硬質地盤クリア工法というものでございますので、議員の皆様方には状況をご理解いただきながら、議決いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長によります細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第46号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第47号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第47号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第47号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度田浦漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第47号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料8ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度田浦漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町歌津田浦漁港内です。

また、本件でご説明しますフラップゲートの製作に時間を要しますことから、工期を令和3年3月26日までといたします。

6ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6137号、防潮堤工事について、地盤状態が設計時の想定と異なるため、基礎工法を変更することで3,200万円、同じく補助工法を追加することで4,900万円の増額、陸間を横引きゲートからフラップゲート、水門をスルースゲートからフラップゲートに変更することで、それぞれ8,000万円、500万円の増額、また請負者から物価スライド制適用の申し出があり、確認いたしました結果、査定番号6137号防潮堤工事、査定番号6012号臨港道路、査定番号6131号南船揚げ場、査定番号6138号田茂川護岸について、それぞれ3,500万円、100万円、200万円、100万円の増額、以上合計2億500万円の増額です。

7ページは漁港平面図です。各施設や施工箇所の位置等をご確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくご説明申し上げます。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 今回のこの変更、杭を打たないで補助工法ということではありますが、強度的にはどうなんでしょうかね。杭を打った場合とどんなその補助工法になるのか、内容はちょっと知らないのですね。強度が心配されるんですが。

それからこれ防潮堤併用してやっているんだろうと思いますが、完成は工期内に間に合うんですか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 補助工法と申しますのは、杭を打設する際の補

助工法でございます。杭を打設する際の補助工法でございますので、杭は施工いたします。ただし通常の杭打設がかないませんので、いわゆる杭頭の杭の先端にビットと申しまして硬質、固いものを装着いたしまして杭を打っていくと。実際にはねじ込んでいくんですけども、杭を施工するという、そういう補助工法でございますので、杭基礎は杭基礎で当初の計画どおり施工するものでございます。

それから完成の見込みにつきまして、当田浦漁港工区は残念ながら今のところ進捗が思わしくございません。残り1年という施工期間を残して実際工期内に終わるかというご指摘でございますが、極めて厳しい状況でございますが、何とか一日も早い完成に向けてこれから鋭意努力を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そうすると杭は打つんだね。（「そうです」の声あり） そうすると強度は変わらないと。（「大丈夫です」の声あり） それで何とか頑張ってやるという答弁されればね、頑張ってくださいますと言うよりほかないんだけど、いろいろ地域の方々も工事が長引くといろいろな面で支障が出ないわけでもございませんので、いろいろな取り組み方であると思います。鋭意これまで以上に努力していただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第48号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第48号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第48号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年度水戸辺漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結に

ついて、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第48号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料11ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度水戸辺漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町戸倉水戸辺漁港内です。

また、本件でご説明しますフラップゲートの製作に時間を要しますことから、工期を令和3年3月26日までといたします。

9ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6151号、防潮堤工事について、乗越道路を平面道路に変更し、フラップゲート式の陸閘を追加することで、1億7,200万円の増額です。

10ページに漁港平面図を示しております。

図面中央赤に着色した防潮堤に対し、緑の破線で表示する乗越道路を緑の実線で表示する現道なりの平面道路に変更し、新たに防潮堤本体中央に陸閘を設置するものです。

以上で、細部説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 1つ関連になるかもしれないんですけども、今議案も前議案もそうなんですけれども、そのフラップゲートにしていくと。いざという時に消防団の方が手動で横引きの水門とか陸閘を閉めに行かずに、波が来たら自然に上がるという、これに多額の費用だったりその期間だったりはどうしてもかかっているんですが、人命にはかえられないという判断が今までずっとあったと思うんですが、この議案にも関係してきますけれども、今までに既に整備されたフラップゲート、幾つかあると思うんですね。幾つか、そんなに数は多くないと思うんですが、それらはもう実際にその運用といいますか、実際にその上を車が通ったりしていると思うんですけども、そこを現時点で何か問題があるとか、メンテナンスにこういった不具合とか不都合があるよというようなお話が届いていないかどうか、そこだけちょっとお伺いしたい、確認したいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 現在整備されておりますのは既に防潮堤工事が終わっております寺浜漁港におきまして、フラップゲートが1基現地に据え付けられております。実際その上を車が通行しておりますが、今のところ作動と申しますか、実際にゲートが水位の上昇によって作動、稼働した実績もございません。また、車がその上を通行することによる不具合等の発生の報告も今のところは受けておりません。（「わかりました」の声あり）

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） この仮契約書の消費税の内容というか、内訳というか。何か前後している消費税、工事関係の中にばらばら、8%でもない、9%でもない、10%でもない、何かいろいろ中身がわからないので。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 実は消費税率の改定に伴いまして、いわゆる工事請負契約に対する特例というものがございます。今回の防潮堤工事につきましては10%に税率が引き上げられる前にすべて契約しております。でも実際にはその後変更が生じまして、その分について消費税をどのように適用するかという時に、いわゆる追加で増額になりました。当初8%のときに契約していた請負額よりもふえた分、ふえた額に対してのみ10%を適用するという、そういう特例が設けられておりますので、それに従って計算した結果がこのような税額になっているということでございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） ふえた分、例えばこの件に関しては、48号に関しては、1億7,000万がふえているんでしょう。これにたいして1,500万。10%じゃないんじゃないですか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 11ページの①、現請負代金額に対する増額1億7,200万円というのは、これは消費税が含まれております。含まれた額です。その下がそのうち消費税相当額ということになっております。したがって、1億7,201万8,000円を1.1、10%でございますので1.1で割りますとその下の1,563万8,000円ということで、いわゆる工事代金のみの増額分というのは、この消費税額の10倍、ですから1億5,638万円というのが工事代金の増額分、それに1,568万3,000円、消費税分を加えた額が上の1億7,200万ということになるわけでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃあ1点だけ伺いたいと思います。まず10ページの資料なんですけれども、その左側の防潮堤原形復旧となっている赤い部分があるんですけれども、その付近の道路について今後どうなるのか。例えば小涼というほうから海岸線沿い、結構立派な道路というか通路というんですか、あれができていますけれども、この陰になっている赤い付近はどのようになるのか。例えばこの黄色いほうまで軽トラック等で行けるようになるのかそれとも行きどまり状態になっていくのか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） あくまでも今ある道路はその一番かさ上げした部分の土地に行くだけの道路でありまして、議員おっしゃるようにそこ海沿いをこちらの漁港のほうに行くような道路の計画は今のところございません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私、以前もこういったことで聞いた記憶があるんですけれども、それではその手前の部分の行き来できる部分があるんですけれども、そこは連結になっているのかなっていないのか。将来的に連結できるのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 多分国道398号からそのかさ上げした防潮堤のところまで行くように道路は確かあったはずでございます。多分震災前に一定程度の整備はしてございますので、道路とすれば町道としての認定はされているとご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃあ私も今朝現地確認しようと思ったんですけれども、ちょっと行けなくて、そこで伺いたいのは、今課長認定したという道路から海沿いの元の中学校のほうに向かう道路に接続になって、そこは通行できるようになっているのかどうかだけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 昔の398号のことだと思うんですけれども、そこから接続をして海の方に行けるようになっております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

議案第48号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第49号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第49号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第49号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成31年度平磯漁港海岸防潮堤設置工事（その2）に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第49号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料14ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成31年度平磯漁港海岸防潮堤設置工事（その2）。

工事場所は、南三陸町志津川平磯漁港内です。

また、フラップゲートの製作が他の漁港分も含め、同時期に集中していることから、当初の見込みよりおくれるため、工期を令和3年3月19日までといたします。

12ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

防潮堤工事について、現地精査の結果、設計数量に変更が生じたほか、工事中の仮設迂回路に設置いたしますガードレールの賃借料など、合計3,200万円の増額です。

13ページは漁港平面図です。防潮堤と道路の位置関係等をご確認願います。

以上で、細部説明といたします。よろしくご説明申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第49号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第50号 訴えの提起について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第50号訴えの提起についてを議題といたします。

説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第50号訴えの提起についてご説明申し上げます。

本案は、消防防災施設災害復旧事業に係る不適正な事務処理事案の損害賠償請求に関し、訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは議案第50号訴えの提起について、その細部説明をさせていただきます。

議案書の5ページ目をごらんください。

議案に記載の内容について、順にご説明を申し上げます。

1、訴えの相手方であります。訴えの相手方につきましては議員皆様に議案第50号別紙としてお配りしておりますとおりであります。

2、事件名であります。事件名は損害賠償請求事件となるものであります。

先ほど町長も申し上げましたとおり、消防防災施設災害復旧事業に係る不適正な事務処理事案の損害賠償請求であります。

3、訴えの趣旨であります。

この訴えの内容としましては、相手方に対して損害賠償金として1,928万2,378円及びその支払期限としていた日の翌日、令和元年6月29日から支払い済みまで民法所定年5分の割合による金員の支払いを求め、並びに訴訟費用の負担を求めるものであります。

4、訴えの理由であります。

これまでの特別委員会等の場でもご説明しておるとおりであります。損害の賠償金につい

て相手方に対して昨年5月24日に請求書を送付いたしておりますが、支払期限までの支払いがなく、今般訴えを提起するものであります。

5、事件の取り扱いであります。

本件訴えにつきましては、弁護士を訴訟代理人として選任の上、訴訟を遂行するものであります。

6、管轄裁判所につきましては、仙台地方裁判所であります。

続いて議案関係参考資料の15ページから23ページまでをごらんいただきます。

本件に関する議案関係参考資料につきましては、請求の原因として、本件の概要や当事者について、並びに災害復旧費補助金に係る交付申請や交付決定、相手方による不正行為の概要についてお示しをしているものであります。

資料に記載の内容は、いずれもこれまで特別委員会のお示しをしている内容となりますが、資料22ページと23ページには被告による不法行為の構成や損害請求の内容について改めてお示しをしているものであります。

なお、議案関係参考資料としております内容は、訴状による添付する資料として検討しているものであり、今後訴状代理人として選任の弁護士により表現の精査などがなされるものでありますことを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 担当課長によります細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 先ごろ特別委員会の中で、総務課長からこの事案についての説明を受けました。そして裁判に至るまでの経緯も詳しくお聞きしました。そういった中で、町長が退席した後に、副町長が残っていましたのでこの裁判に関して震災から10年の中で解決するかというような質問を投げかけましたが、裁判なのでわからないという、努力はするけれどもわからないという答えだったように記憶しています。町長がおられますので、この裁判に関して早く解決したいという、やっぱり町長の気持ちもあるとは理解できますが、果たしてこの裁判、復興10年の中であと1年で解決するような想定でもって町では考えているのか。

そしてその後のことを考えても、あと1年半、議員も町長もあとこの任期の中でこの問題が解決するのか。一部の町民の方の声ですけれども、町のために震災後に働いていた職員が問題を起こしたことで、町が職員を訴えるというのは、かわいそうだとかいろいろなそういった職員に対しての気持ちがあるようです。このことというのは、町長にとって震災から再

建をなし遂げた町長にとってはすごい悪いイメージが私は伝わっていると思います。それで今後何年かかるかわからないと言いますが、この訴訟を取り下げる方向性は手段の一つとしてあるのか、その辺3点ぐらいありますけれども、答弁をお願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 前の特別委員会で副町長が説明したと思いますが、いつ結審をするかということには今後裁判所の中でのこととございますので、私からこの辺で終わるとかという話はこれは残念ながらできないということですので、ご理解いただきたいと思います。これはもう裁判の動向ですので、早く終わらせるとかということは、私の口からは申し上げるといことについては控えさせていただきたいと思っております。

いずれこの問題につきましては、当該職員というよりも、ある意味被害が出ているのは町民の皆さん方の被害ということになりますので、ここはひとつどういう評価を受けるかもしれませんが、町としてこれまで顧問弁護士といろいろ議論をしてきたということの内容で、今回の訴えの提起ということにさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今の答弁の中に、訴訟を取り下げるというような方向は、今の町長の答弁からはうかがえませんでした。いつまでかかるかわからないと。できればいつまでかかるかわからないけれども、努力はしてほしいと。当該職員のこともありますし、家庭のこともありますし、将来を担う南三陸町の一人の若者がここで人生に一つの、自分が悪いかもしれない、しこりが残ってしまうと、この辺は町民のためにも素早い対応でこの問題を解決するように町長に求めたいと思います。

あとこれまで南三陸町、旧志津川町、旧歌津町において、職員を行政が訴える、こういった事案はあったのでしょうか。その辺お聞きします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 私の知る限りにおいては無いと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） やっぱりこれまでの時代の町長は、こういった問題が発生したことを行政の中で、行政、そして本人が納得いくような形の考え、そして行動をとったことによってなかったということではないかなと私は思います。だからこういった形で表面にしたらば、最後まで戦うという、これは町にとっても本人にとっても悲しい出来事だなと私は思います。

これまでないんです、ないことを佐藤仁町長が自分の中で、町のこういった行政に迷惑をかけた場合に、やっぱりそういったルールの中で、町のルールの中でやるのは基本としてわかりますけれども、何とかこれを解決できなかったのかなということ、残念で私はなりません。とにかく町長には和解がだめで、とりあえず和解決裂で訴訟にいくと、そういう方向になったので、全力を挙げて早期の解決を町長には求めたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点目は、管轄裁判所、仙台地方裁判所とあります。ここは気仙沼も管轄しているので、そちらでなく仙台地方裁判所、単純な質問ですけれども、選んだのかということが1点。

それから特別委員会の資料として、弁護士さんの意見書が手元にあります。その中で、一部抜粋して紹介しますが、町でも当該虚偽文書が決裁ルートに乗ってこなかったとはいえ、事務を適切に監督していれば早期に不正を発見できたはずであり、これほどの損害を被ることはなかった。町では決裁によるチェック体制を構築してはいたものの、この事務に精通した決裁者が配置されておらず、事実上担当者一人に任せきりにしていたものであって、決裁制度が十分に機能していなかった。ここに一つの疑問があるわけですが、これをどのような解釈をこの問題ですね、弁護士が提起している。この分の解釈をどのように論じてくるのか。そしてまたこのように見ると、本件の結果は、本来町や県によって容易に予防できたと評価し得るものとあります。この辺をどのようなお考えでいるのか、重く受けとめるべきと思われまますが、それが2点目です。

それから3点目は、この中で4分の1ということで、損害の公平な分担ということで、4分の1程度といわねばならない、その4分の1というのが最大でも、ここで最大でもとあるんですよ。1,928万2,378円というべきである。最大でこのぐらいということは、この議案にこの最大の額が載っております。なぜこの最大の数字、金額を出してきたのか。その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時09分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

7番議員に対する答弁から。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 訴えの提起の先が仙台地方裁判所であることについてのご質問がありました。この地域の所管は仙台地方裁判所が所管となっております。気仙沼にも支部はあるんですが、こちらは仙台地方裁判所の支部ということで、あくまで訴えを出す先というのは仙台地方裁判所になります。

それから2点目のご質問で、当方で依頼している弁護士からの意見書の中に、決裁制度が十分に機能していなかったという部分の記載がございますが、そういうことが機能していない、いわゆる管理監督の部分とか、それ以外の要因などがあって本人だけの責任にはできないだろうという意味でありまして、それらをすべて斟酌した上で個人の責任については最大でも4分の1程度と弁護士は言っているものであります。

それから3点目の、なぜ最大で請求をするのかという部分でございますが、ここも弁護士との相談も踏まえた上なんですけれども、確かに最大で4分の1程度ということになるわけなんですけれども、それを下回る、例えば率に設定をしようとした場合に、それらがしっかりした根拠や理由づけができるものでない限りは限度額でまずは請求すべきであろうというお考えをいただいております、町としてそのようにしているところであります。

○議長（三浦清人君） 教育長並びに教育総務課長から、教育委員会定例会の出席のため、退席したい旨の申し出があり、これを許可しております。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） では先ほどの町長が町民の税金で補填することを迷惑をかけたと話されましたが、そうでないことが弁護士の意見書の中にあります。それと本件で生じた損害結果について、県も町もそれぞれ2分の1程度の責任割合ということ、落ち度を有すると言わざるを得ないだろうということもあります。その場合、2分の1程度の責任割合、これはどういう形でいつこの請求、町の方ですね。そういうものを入れるのか、どこの部分でそれを実施するのか、その辺をお伺いします。

それから町長が心配されていた町の税金で補填するところなんですけれども、ここの解釈として本件は正しく申請すれば交付されたであろう補助金が交付されなかったという事案であっても、もともと支出する必要のなかった費用の支出を強いられたという事案ではないということですね。そして消防屯所11カ所、消防ポンプ車1台、もともと町の費用で整備すべき施設等である。補助金が交付されたら整備するが、交付されなかったら整備しなくてもいいというものではない。その意味で当該整備事業の費用を町が負担するのは当然と言ってもよく、実際町民の税金で補填した分は、消防屯所やポンプ車という形で町民に還元されているという弁護士の意見書が出ております。また、本件は私腹を肥やす目的で行われた着服横領

事案ではなく、担当者は本件不適正事務処理によって、何ら利益を得ていない、担当者に吐き出させるべき不当な利益はないと言わざるを得ない。そうするとともに町の費用で整備すべき施設が実際に完成し、担当者に不当な利益がないという事情も勘案すれば、損害額のうち担当者に対する賠償の請求ができない部分を町が補填するのはやむを得ないと言うべきであろうと。こういうことが載っております。この意味合いですね、それに対して町はこれで納得、この弁護士さんの意見書に納得されているのか、どのようなお考えでいるのか、この辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） この意見書、全く同じものなんですけれども、理解の仕方、この内容の理解の仕方を取り違えていらっしゃるかと思われま。弁護士が言っているポイントにつきまして、今ご質問いただいた1つ1つちょっとお答えをしていきたいと思ひます。

この中に記載されている、ただいま議員が朗読をされた箇所の意味ですけれども、まず1点目につきまして、その補助金の損失額全てが少なくとも本人に請求額として出されるものではないと。それが県の責任や町の責任という部分で、まず大きく半々で県にもあるだろうし、町にも責任のある問題だと。当然ながら町の責任の中で本人がどれだけの責任があるのかということを弁護士は論理を展開しております。損害額、損害となり得る額というのは、表のページにあります全体で7,712万9,515円であります。このうち町の中での責任を2分の1と考えた場合に、その2分の1の中の何%程度が本人の責任として考えなければならないかということが論理展開されているところであります。それが1点目のご説明です。

2点目です。この損害について積極的に請求できる内容でないという部分も弁護士は言っております。本来この施設整備は補助金がなければつくらないというものではなくて、あくまで補助金というのは後から制度の中で町に補填されるものなので、町が支払った金額そのものは本来必要とされるものが建設されて、物として得られているのだからその上でどこまでも請求していかなければならないかということを考えていかなければならないんだと、いわゆる消極的損害と呼ばれているんだそうですけれども、そういった行政の意味からすれば補助金が受けられないという部分についての請求の考え方ですよということが2点目でございます。

それから3点目で、この中で一番最後のところですね、いわゆる本人だけの問題かと。今回訴えを提起する職員だけでなく、管理監督の責任についてどう考えるかということにも触れております。最後の3行のところでは、いわゆる管理監督者については本件において故

意または重大な過失は認められるものではないということからすれば、管理監督者に対する賠償の請求はできないものと考えます。これが3点目のご質問へのお答えであります。以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） わかりました。それでは次に、その経過書の中に消防庁長官宛てに町長が出した請求書の中に、問題の所在が載っております。担当者個人による対応と、それから2つ目、不適正な事務決裁と出ております。それから5番目の再発防止策として、公務員倫理、法令遵守等の徹底ということで1つ目。そして2つ目、文書事務等の仕組みの見直しとあります。再発を防ぐためにこれらをどのような、全部クリアできているのか。今どのような状況なのか、再発防止、最後にこの点をお伺いいたします。

問題の所在というところで、不適正な事務決裁等が2つ目に出ております。その事務決裁等で以前にも私質問したんですけれども、決裁規定は課長どまりというような、私質問した時の回答でしたけれども、他町村に何うとこの復興予算は金額が多いから首長まで上げてやっていますということをお伺いしております。当時決裁規定は課長どまりでした。そういうことからしても、そういう事例が発覚したのかなという思いがありますけれども、今それは今までと同じように課長決裁にしているのか、首長まで上げていっているのか、最後にその辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） まさにこの再発防止こそ私たち、他の職員が今回大きな損害の中から学ばなければならない最も大事な部分だと思っております。再発防止にその後さまざま取り組んでまいりました。まず第一には決裁の方式であります。今回のこの事案については決裁の不備と、簡単に一口で言えばそういう表現にはなっておりますが、起案そのものが正しく作成されていないものを上司がなかなかその不完全な書類に気づけるかどうかというところは非常にやっぱり難しい、どこまでいっても難しい話です。正確な情報を起案として挙げていないものに気づく仕組みというのは、もちろん上司としては細心の注意は払わなければなりません、もっと問題でありましたのは今回正確でない、いわゆる内容の異なっている、事実と違うものを文書として出すわけですけれども、それがメールで送ったものを県が受理して進めるという中身になっておりましたので、本来はあくまで公印によってしか正式に効力は発するものではありませんので、公文書は。ですので内部での決裁の取り扱いとしての公印の取り扱いについて、非常に厳しく取り扱うことにいたしました。そのことによっ

て誤った町からの申請行為は一切できないというようにいたしました。

それからそもそも職員としての考え方、意識の改革、それから重要性の再認識、そういったことを職員の中でしっかりと認識を改めるために、階層別の研修会ということで、弁護士を入れて管理職の職員にはその辺の法的な根拠に基づいた勉強を行いましたし、部下職員に対してもそういった教を伝達するように実施いたしております。

○議長（三浦清人君） ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 2つだけ伺います。

特別委員会でいろいろ調査いたしましたので、そこにはなかったお話だけ1つ。年5分の遅延損害金というお話があります。確認です。その年5分ということは、期限を6月28日までとしておりましたので、その日から例えばまる1年、令和2年の6月27日を迎えれば、年5分ですから1,900万の5%、95万ぐらいですかね、の金額になるよという理解でいいのかどうかの確認をまず1点。

それから訴えを提起するということではございますが、状況が今後余り楽観的な希望的観測ばかり申し上げてもしょうがありませんけれども、状況が変化してくることも十分考えられると思います。要はやはりその支払いに応じますとか、そういったことがあれば当然それに沿って手続き、対応すべきだと思いますけれども、その対話の窓口、これを決して閉ざしてはならないと思うんですけれども、お考えをお伺いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 年5分の考え方でございますが、議員が今おっしゃったとおりでございます。実際に支払いがされるまでの間はその計算で進んでいるということになります。

それから当然ながら、こちらとしては話し合いに応じ続けていく考え方で当然おありまして、今それもやはりどうしても法的な考え方での話し合いということになりますので、弁護士同士の話し合いを通じて解決を求めているところではありますが、いつまでもずるずるというわけにもいかないもので今回の議案ということではありますが、姿勢としては話し合いの窓口を閉ざす考えはございません。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私も何点か伺いたいと思います。

まず第1点目として聞きたかったのは、先ほど前議員が聞いていた年の利息、それは今の質問でわかりました。1年で約95万ぐらいということの利息がつくという、そういう事実を知りましたので、次に2点目にお聞きしたいのは、今回こういった裁判をする手続きをする前

に、委員会での説明では何度も折衝したということなんですけれども、どうしても相手方との折り合いがつかなかったのか。その部分。

次がこれまで幹部の方たちも約3カ月ぐらいということで、道義的責任、社会的責任ということで、減給されたわけなんですけれども、その金額が幾らぐらいだったのか伺っておきたいと思います。

次に、今回の裁判によって、関係していたマネジメントしていた方たちに損害のこの賠償責任が生じる可能性はないのか。先ほど前議員も聞いたように、事実上担当者一人任せきりだったという、そういう意見書が出ていて、決裁制度が十分に機能していなかった、そういうこともありますので、この裁判を進めていく上でのマネジメントしていた方たちのこの賠償責任が生じる可能性について伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 9番、2つ目の質問で減給という内容ですが、どういう内容なんですか。減給というのは。

○9番（今野雄紀君） 確かこういった事案が出ていて、幹部の人たちが何カ月か……。

○議長（三浦清人君） 幹部とは。

○9番（今野雄紀君） 町長初めそういった事案ってなかったでしたっけ。

○議長（三浦清人君） 町長、副町長。

○9番（今野雄紀君） はい。確かそういった事案が出ていたと思いますので、その金額が幾らぐらいだったのか、再度伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 答弁。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 相手との折り合いがつかないのかというお話ですが、それがつかないために今回の訴えの提起ということでもあります。

2点目についてはちょっと保留をさせていただきます。

それから管理職の上司のほうへの問題として発生しないかというご質問ですが、これも先ほどの弁護士の回答にありましたとおり、その当時の管理監督者には不適正事務による損害の発生について、故意または重大な過失は認められないということから、請求の対象にはなり得ないと理解をしております。

それから2点目の回答でございますが、平成30年8月29日付の条例として制定をした上で町長、副町長の給与について減給の措置を行っております。町長につきましては100分の30、副町長については100分の15分をそれぞれ3カ月間減給いたしているところであります。

○議長（三浦清人君） その金額はわかる。

- 総務課長（高橋一清君） 金額は、
○議長（三浦清人君） 暫時休憩します。

午後1時32分 休憩

午後1時34分 再開

- 議長（三浦清人君） 再開いたします。

総務課長。

- 総務課長（高橋一清君） 給与の減額分で、100万超、約100万でございます。（「合わせて、合計で」の声あり）合計です。

- 議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

- 9番（今野雄紀君） まず裁判する手続きをする前に折り合いがつかなかったということで、課長より折り合いがつかなかったという、そういう答弁をいただきました。もしこの場でもう少し詳しく伺えるのであれば、どういった部分だったのか。例えば賠償金の方なのか、相手方がもう少しまけろという意味ではないんでしょうけれども、そういったことがあったのかどうか、その点簡単にでよろしいですので、再度伺っておきたいと思います。

あとこれまで減給100万相当の減給をしたという、そういう今答弁がありましたけれども、この減給に関してはいろいろな意味合いがあると思うんですけども、先ほど前議員も言っていた落ち度としての、県も町も2分の1程度のこの責任割合があるという、それとの兼ね合いというか、その点伺っておきたいと思います。

今回の裁判によって、賠償、マネジメントというか、決裁制度が十分機能していなかったという部分での、この賠償責任が生じる可能性があるかどうかという確認だったんですが、そこで意見書によるところによると、故意による不適正な事務処理は認められなかったという、そういう課長答弁があったんですけども、その根拠のようなものがもし少しでもおわかりでしたら。ちなみにこの事務処理に関しては、故意による不適正な事務処理によって重大な結果を招いたという、そういう賠償を請求された側にはこの故意による不適正な事務処理というか、そういったことが認められて、その点の兼ね合いも再度伺っておきたいと思います。

- 議長（三浦清人君） 総務課長。

- 総務課長（高橋一清君） 話し合いの中身というお話ですけども、お出ししている資料の中にもございますが、先方のほうからいわゆる請求書を出してほしいと。町としての請求額をまず教えてほしいというところから始まって、その内容について支払いの意思については基

本的にあるんだろうという話し合いの中で事は進んできておりますので、そこから先はあとはその支払いについての責任、あるいは金額、あるいは方法もろもろについての話し合いが今後成立、整わないというか、合意がない以上は裁判によるしかないというところに来ている、これらはいずれ町が直接行っておりませんので、弁護士同士の話し合いですし、今後訴訟の中でやり取りされるものですから、それ以上のお話は何もすることはできません。

その責任の問題っておっしゃったんでしょうかね、落ち度の割合についてというご質問ですが、ここで弁護士が出してくださっている内容というのは、あくまでも今回のその本人に対する責任の度合いを洗い出すためだけの大きなものの考え方として、町とか県とかという話をしているだけで、現実じゃあそれがどういう積算で2分の1ずつなのかということまでは弁護士は何も触れておりません。したがってご質問、お尋ねの部分についてはお答えできるものは何もございません。

それからいわゆる管理責任、管理職にある職員たちの故意、重大な過失は認められないのというお話を裏返せば本人においてそのいわゆる重大な過失があったということについては、本人のいわゆる健康的な意思の中で、この書類を出さないことによって補助金に大きな事故をもたらすということ、承知していたということからすれば、責任が発生するだろうという考え方になる、そういった意味だと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今課長の説明でもある程度わかったんですけども、最後の点だけ、その裁判を進めていく上で、この決裁制度が十分機能していなかった部分というところは多分問題にならないのかなのか。なっていた場合に、当然のようにこの賠償責任まで通じる可能性があるんじゃないかと思うんですけども、その点は裁判を進めていく上でそういうことが起きないのかという、そういうところの確認なんですけれども。意味ちょっとわかります。

○議長（三浦清人君） わかりません。

○9番（今野雄紀君） わからない。例えば裁判を進めていって、今回は町からの裁判を起こすのであれなんだろうけれども、逆に追訴というかした場合等を考えれば、今回の裁判のときにそういったこともあらかじめあらわされるんじゃないかという、そういう懸念からの質問なので、結局裁判を進めていく上でこの当局のほうには賠償責任が生じないという、そういう見方なのかどうかだけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ですから裁判するわけです。（「わかりました」の声あり）

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

これより議案第50号の討論になります。まず本案に対し反対討論の発言を許します。4番 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私は第50号議案に反対する立場で討論いたします。

この問題は、震災の総仕上げに近づく中で、行政の消防施設設備の不正請求により問題が発生しました。震災から毎日の多忙の職務の中で、危機管理課内の限られた職員が30歳前後で過剰な業務の中に発生した事件だと思えます。また、これから町の職務に当たる若い職員に億を超える交付金申請をさせるのは、上司の普段の部下を見守る体制に欠如があったと感じます。早くこの状況から脱したいとの異常な精神の中で、自分に何の利益もないこの事件は問題発生当時から私が発言しています町の管理監督責任、類を見ない町が消えた現状の再建など、若い職員への目に見えない精神的な負荷が問題の根底にあります。新しい職員がゆとりを持ち、自分のスキルを少しずつ上げるような職場環境にはなく、年々多くの新人職員が過酷な職場から退職しています。このままでは優秀な職員の確保も厳しいと感じています。ますますの職場の環境整備を願い、町長の危機管理の改善を求め、当該職員には罪はないことを申し添え、町からの訴訟による損害賠償請求の議案に反対いたします。

○議長（三浦清人君） 次に、賛成討論の発言を許します。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは討論をさせていただきたいと思えます。

一言で申しあげれば、事ここに至っては、やむを得ないというのが私の意見でございます。3日前の特別委員会で調査したとおり、当事者間で問題解決に向けた努力は相当の期間してきたものと判断できます。しかし解決に至っていないという現状を見れば、これは専門家である法律家の判断を仰がざるを得ないと考えます。そもそもが訴えるという話になると勝ったの負けたのという話になるのかなと思うんですが、そもそも勝者などおりません。この問題が起きた時点でみんな敗者です。

もう1つ、一般町民の視点でものを考える、その視座を我々議員は忘れてはならないと思えます。約7,800万円の損害があったことに対して、しかるべき対処を何もしないということは、これは税金を納めている町民の皆様に対して申し開きができないものと思えます。損害があったことはこれは紛れもない事実でございます。その後の対応をどうするか。これは法

に照らして適当なのか、司法の判断を仰ぐものでございます。繰り返しますが、その判断を仰がざるを得ない状況になっているものと判断いたします。なお先ほど質疑の中で申し上げましたが、当事者との対話の窓は常に開いておいていただいて、必要以上に追い詰めるようなことのないようお願いをさせていただいて、賛成の討論としたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 反対の立場から討論させていただきます。

本案50号は、結果的に当事者本人はやめざるを得ない状況に至りましたが、1人の職員がやめて済む問題ではなく、これからの南三陸町を背負う職員全てにかかわる重大事案であります。歴史に残るようなことは避けるべきと考え、本案については反対するものです。議員各位のご賛同を賜る次第です。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今野です。私は反対の立場から一言、

○議長（三浦清人君） いいですよ。

○9番（今野雄紀君） いいですか。反対の立場から一言述べさせていただき、同僚議員の賛同をお願いさせていただきます。

役所の仕事というものは、えてして前例とか慣習というものを大切にしているものだとはいえ、誰も知るところです。今回のこの50号議案に関しては、若い職員の方たちには極めて安心、安全な職場環境とは程遠くなり、よく言われる安定した職業としての公務員ではなくなる可能性があり、仕事への士気が心配されます。それとは逆に、マネジメントをしている方たちにとっては、安心、安全が確保され、今後の仕事への意欲、士気が高まるかもしれません。昨今、若い職員の方たちが退職しているというのも現実です。このような前例をつくってしまうと、それこそ高度経済成長のころだったらいざ知らず、休まずおくれず、あと1つちょっとど忘れしましたが、それらを確実に実践してしまうような職員だらけになってしまう可能性があり、この小さな町の復興後の持続可能も危ぶまれることにも至らないとも限りません。

先の予算委員会で復興事業の修羅場をワンチームで乗り切ってきたという、そういう答弁もありました。今回の事案は、参考資料を時系列でその流れを確認しながら、私は胸が痛くなりながら目を通しました。どうしてまるでチームワン、チームで1人孤立したような状態でしか事務処理の作業が進められなかったのだろうかと思ってきました。通常の状態では多分起こらなかった問題だと思います。2,000億から3,000億もの復興事業を進める上で、残

念ながら起きてしまったことだと思います。損害発生に至った原因が私腹を肥やす目的だったり、ギャンブルなど遊興目的だったらわかりやすいのですが、激務で心神耗弱状態などだったらわかりやすいのですが、原因が余りにも究明されていない中、元職員がどのような理由で退職したのか、退職金も支払われたと聞く中、例えば合名会社や合資会社が倒産した時の責任として、有限責任、無限責任という責任の取り方があるようです。できることなら有限責任社員のごとく、せめて賠償額は上限は退職金相当額というような前例をつくってもらえば、若い職員ならずともマネジメントをしている職員の方たちにも、安心、安全はある程度担保され、新しい取り組みにも積極的になり、より住みよいまちづくりへと向かうことができるのではないかと思います。このようなことは、口で言うのはたやすいですが、行政運営のシステムの中では、不可能に近いのかもしれませんが。故意なくして起こした仕事で退職後も負債を抱えての生活を思うと、言葉にできない思いがあります。

以上のような思いから、本案、裁判所による賠償金の取り立てに対し、町民が納得できるような、かつ元職員の方が支払うことができる賠償金の再考を願って裁判沙汰にしないことを願って、1人でも多くの同僚議員の賛同をお願いして反対討論とさせていただきます。最後に、なおもしこの議案が可決された場合、公務員賠償責任保険というのがあるようです。賠償額が3億円で年間7,000円ぐらいの保険料、5,000万円で年間5,000円ぐらい、3,000万円では年間3,000円ぐらいの保険料だと聞きます。再発防止とともに、このような保険を義務化とは言わずとも十分な職員たちの安心、安全の担保として活用していくことの必要性を申し添えていただき、終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。12番菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 12番菅原辰雄は本案に賛成の立場から討論をいたします。

同僚議員数々述べましたけれども、それぞれの考えがあってしかりだと認識しております。しかしながら、今回は職員が職務上、通常の手続きを踏んでいけば起こり得ない事態であると認識するものであります。その結果として、間違えられたであろう各種補助金等が得られなかった、さらに支払い加算金等、7,700万円相当の損害が発生しております。今回本人に対する請求額は、責任の割合程度からして、先ほどからるありましたけれども、4分の1程度、1,928万円相当であります。職員には、今回のこの出来事を改めて他山の石としないで、みずからの職責を再認識していただき、職務を遂行していただけるものと私は確信しております。よって私は本案に賛成するものでありますし、議員諸君の賛同を賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） ほかに。11番星喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 賛成の討論をいたします。

全ての町民は、公務員は地域の一般労働者と比較して高額の給与手当等を受けているものと思っております。そこには公務員には非常に重い責任を担っていただいております、そういった事情があるからだと私は思っております。その責任も果たさず、さらに町に多額の損害を与えた者、町民が許すはずはないものと思います。町民感情としては、多分損害額の4分の1という割合に対しても納得できるものではないと思いますが、私といたしましては明確な根拠が示されており、妥当な請求だろうと思っておりますので、本案に賛成をいたします。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより議案第50号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第51号 令和元年度南三陸町一般会計補正予算（第6号）

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第51号令和元年度南三陸町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第51号令和元年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、特別交付税の確定額を計上したほか、最終的な整理調整のための所要額を計上したものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第51号令和元年度南三陸町一般会計補正予算（第6号）の細部説明を申し上げます。

1ページをごらん願います。

第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7,999万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ316億8,242万8,000円とするものでございます。

補正額を加えて通常分が約106億5,000万、率では33.6%、震災復興分が210億2,000万、率で66.4%となります。通常分が大分ふえておりますが、予算全体に占める投資的経費でございますが、普通建設事業と災害復旧事業を合算いたしまして、187億6,000万円、率にいたしますと59.2%となっております。投資的経費の割合が59.2%であります。

次に第1表歳入歳出予算補正であります。今回の補正は、今年度の最終的な予算の調整を行うもので、1つは特別交付税の最終確定に伴う補正と、既に起債を財源として予算計上しておりました台風19号に係る災害復旧事業について、国庫補助事業としての認定がなされたことに伴い、財源を起債から国庫補助事業に組み替える内容が主な内容でございます。

歳入をごらんください。

1款地方交付税1億8,587万3,000円の増、これは特別交付税の増額でございます。

14款の国庫支出金を増額いたしまして、21款の町債を減額いたします。台風19号の復興事業において査定を受けていた事業が補助決定し、事業費に占める国庫補助の割合がふえているという内容がご覧になってわかるかと思えます。それで起債分がその分減額となっているものでございます。

歳出については後ほど詳細を述べさせていただきます。

4ページをごらんください。

第2表の明許繰越であります。台風19号公共土木施設災害復旧事業で、金額は補正後で14億1,700万、財源をつけて翌年度に繰り越しいたします。完成予定は令和3年3月でございます。

次に5ページをごらんください。

第3表地方債補正であります。変更2件という内容であります。

1つは公共土木施設災害復旧事業で、限度額を6億1,500万円を3億8,860万円に減額と、もう1つは文教施設災害復旧事業で270万円を120万円に減額するものであります。災害復旧事業において国庫補助の増額に伴い、起債分を減額するものでございます。

次に予算の詳細に入らせていただきます。

9ページ歳入から申し上げます。

10款地方交付税1億8,587万3,000円の追加は、特別交付税の増額、特別交付税は積算内訳自体は示されないものでございまして、ではあります、恐らく今回台風19号に係る費用負担に配慮されての増額ではないかと考えられます。当初で3億3,000万円計上しておりましたので、補正額を合わせて特別交付税総額では5億1,587万3,000円となります。

14款 1 項 3 目災害復旧費国庫負担金は、補正額 2 億8,963万7,000円の増、2 節の公共土木施設災害復旧費負担金 2 億8,812万8,000円は、河川、道路、橋梁の台風被害の復旧に係る事業認定による増であります。

3 節公立学校施設災害復旧費は150万9,000円、こちらは入谷小学校ののり面工事の補助決定による増でございます。

14款 2 項 3 目 2 節清掃費補助金は、災害等廃棄物処理事業補助金で、処分の実績に応じて減額するものであります。

7 目 2 節の公共土木施設災害復旧費補助金3,974万9,000円の増は、災害査定分に係る補助金であります。

21款町債 2 億2,790万円の減でございますが、第 3 表地方債補正で申し上げましたとおり、災害復旧事業について事業認定により国庫支出金が増額されたことによって、地方債が減額されるという内容でございます。

11ページ歳出です。

4 款衛生費 2 項 2 目13節は、災害廃棄物処理委託料の実績に応じた減。

7 款土木費 2 項 2 目道路維持費2,500万の追加は、歌津跨線橋に係る増額でございます。

3 目道路新設改良費平磯線、横断 1 号線、蒲の沢 2 号線、入谷中学校線に係る増減補正となっております。

10款災害復旧費 2 項 1 目13節4,600万の追加は、道路災害復旧工事にかかる測量地質調査設計業務一式に要する委託料の追加でございます。

2 目の河川災害復旧費は、同様に河川災害復旧工事に係る設計業務関係一式に要する委託料追加であります。

次の文教施設災害復旧費は、補助認定に伴う財源組み替えでございます。

予備費につきましては財源調整のための補正となっております。

以上細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長によります細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9 番今野雄紀君。

○9 番（今野雄紀君） 11 ページ、塵芥処理費について伺いたいと思います。

減額になってはいますが、こういった要因だったのか伺っておきたいと思います。

あともう 1 点関連になると思うんですけれども、庁舎 1 階の掲示板のところに新たな掲示がなされていて、商店街の何かある店舗にこのごみ処理の委託書みたいな、私もちよっ

と急いで来たのでわからなかったんですけども、そういったやつが張り紙になっていましたので、その内容を伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） それでは初めの塵芥処理費の台風19号の災害廃棄物の処理委託料ですが、こちらのほうは年度内完成ということで、ほぼ実績として計上した分を予算と実績との差額分を減額させていただいている状況です。

それから2点目の商店街のごみの関係の掲示板ということにつきましては、ちょっと私その部分を承知しかねるんですけども、ちょっと詳細にお話しただければと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 庁舎に来るたびにそこを確認しているんですけども、一番新しいやつで、商店街の何かマルシェさんでごみの取り扱い店に指定になったとか、そういうごみ袋を売るあれなのか、そののそれとも集積する業務を請け負ったのか、そののところがちょっとわからなかったもので、簡単に確認させていただきたいと思います。

あと塵芥処理のこの減額に関しては、決して減ったということではなくて処理した部分の実績としてこれぐらい減額するという、そういうことだという説明でわかりました。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 申しわけございませんでした。

これまで指定ごみ袋の有料化に伴う指定袋の販売店は、現在31業者さんございますけれども、そのうち1業者さん、3月からごみ袋の販売を始めたということで改めて告示をさせていただいて、公表している状況です。そのごみ袋を売った場合の手数料の徴収を委託した場合は、公表しなければならないということになったものですから、それに基づいて告示等をさせていただいているという状況であります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第1号 町営住宅使用料等調査特別委員会廃止にかかる決議について

○議長（三浦清人君） 日程第11、発議第1号町営住宅使用料等調査特別委員会廃止にかかる決議を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） ただいま局長が朗読したとおりでありまして、当特別委員会は目的を果たしましたので、廃止するものでございます。以上です。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年第3回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時12分 閉会